

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和4年（2022年）7月1日

北海道室蘭児童相談所長 齊藤 雅章

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

令和4年度（2022年度）北海道室蘭児童相談所未委託里親トレーニング事業委託業務

(2) 業務の目的及び内容

別添「公募型プロポーザル説明書」のとおり。

(3) 契約期間

令和4年（2022年）8月15日から令和5年（2023年）3月31日

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 要保護児童の養育に関する専門的な知見を有しており、かつ、地域の里親に対する相談対応を適切に行うことができる支援体制を確保できる者であること。
- (2) 室蘭児童相談所管内（胆振総合振興局及び日高振興局管内）に本事業の実施が可能な拠点を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (5) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (6) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (7) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (8) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（その候補者を含む）若しくは政党を推薦し、支持し又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。
- (9) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税

イ 本部が所在する都府県の事業税（道税の納付義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

- (10) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

3 参加資格の審査

別添「公募型プロポーザル説明書」のとおり。

4 説明書の交付に関する事項

「公募型プロポーザル説明書」については、本告示に添付する。

5 提案書の提出期限、場所及び方法

別添「公募型プロポーザル説明書」のとおり。

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下、「特定者」という。）を選定する。

8 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

(1) 名称

北海道室蘭児童相談所地域支援課

(2) 所在地

〒050-0082 室蘭市寿町1丁目6番12号

(3) 電話番号

0143-44-4152（代表）

10 その他

詳細は別添「公募型プロポーザル説明書」による。